



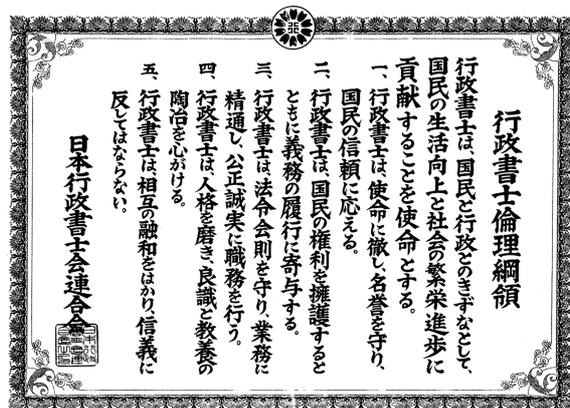
愛知

- 手続実施者候補者のためのブラッシュ・アップ講座
- 令和2年度第2回新入会員基礎研修会開催
- 農地法手続及び土木設計の基礎知識についての研修会



目次

業を知る。業界を知る。……………	常務理事 早川 忠……………	1
手続実施者候補者のためのブラッシュ・アップ講座……………		2
令和2年度第2回新入会員基礎研修会開催……………		2
農地法手続及び土木設計の基礎知識についての研修会……………		3
国際業務研修会……………		3
建築許可申請及び農地法申請に関する押印廃止、添付書類等の取扱いについての研修会……………		4
初心者向け風俗営業申請手続研修会……………		4
夫婦間で生れた子の否認と比較法……………	元名城大学大学院 法務研究科教授 松倉 耕作……………	5
事業承継について……………	税理士・公認会計士 浅野 佳史……………	8
お知らせコーナー 災害時通信ボランティア募集のお知らせ……………		11
ライブラリ研修動画一覧……………		12
ライブラリ研修申込書……………		14
業務相談会のお知らせ……………		15
業務相談会申込書……………		16
会員訪問記（岡崎支部 米村 篤史会員）……………	会報委員 伊東 毅……………	17
支部だより……………		18
事務局だより……………		22
会員の動向 新規登録入会者の紹介 他……………		24
コスモスあいちコーナー……………		30
あとがき……………		31



業を知る。業界を知る。

常務理事 早川 忠

建設業許可関係と産廃許可関係の仕事を主業務としています。建設業の申請や届出、産廃収集運搬業許可手続きの仕事をしている先生方は、愛知会員の皆さんの中にも多くいらっしゃると思います。

新入会員基礎研修会の折などにはよく話してきましたのですが、例えば道路の舗装工事というのはどのように施工していくのかご存じでしょうか。エレベーターがどのようにできあがっていくかご存じでしょうか。壁のクロスの貼り替え方、雨漏りの直し方、製造機械をアンカーで固定する仕方…。これらの工事がどのように施工されていくか、我々は行政書士であって建設工事業者ではないのですから、前職がそうでない限り、開業時点では分からないわけです。でも我々が打合せをする相手、すなわち建設業者の社長や担当者は、我々はそういう工事の施工方法については当然に知っていると思っています。

だから社長は、自分たちが日頃行っている工事を説明すれば、それがどの業種に該当するかは先生なら当然に判断できると思っているし、願わくば自社に必要な業種を提案してくれると思っている。もしかすると、他社の様子も知っている先生から見れば、これからどんな事業展開をし、どこに入札参加資格を申請し、或いは、どこの市町村に営業所を出せば仕事が増えるかを教えてくれるのではないかとさえ思っているかもしれません。

建設業界、というよりは、個別の市町村の現状、個別の業種の業界の現状を踏まえて、適切な進む道を教えてくれることを期待しているかもしれない。だとすれば、我々は建設業というものを知るだけでなく、当然に建設業界というものをしっかりと日々勉強し、情報収集することが必要になるわけです。「下水管を交換しました、これはどの業種ですか？」と役所に質問しているレベルではいけないし、

社長が土木工事だと言ったので言うとお振り分けた、ではいけないわけです。

さて、最近の産廃の手続きで、書類を作成するのにとても面倒なのが水銀関係です。水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、特定有害廃水銀等。含むのか含まないのか。申請者は会社ですから、会社で決めてもらわないとこちらは書類が作成できません。

しかしどうでしょう。そもそも、例えば、蛍光管の中の水銀ってどこにありますか？その水銀はどうやって分離させるのでしょうか。それは具体的にどのような作業なのでしょう。機械でしょうか、人力でしょうか。分離した水銀はその後どこへ行くのでしょうか。そして最終的に日本国内で水銀はどこでどのように処理されるのでしょうか。海外へは行くのでしょうか。そもそもなぜ水銀がそういう特別な許可品目に指定されたのでしょうか。

産廃業をやっている業者さんが具体的に日々どんな作業をしているのか、そして、産廃業界ひいては廃棄物業界がどんな業界なのか、それを知った上で役所と打合せをし、クライアントと話ができる行政書士なら、きっとそれが「その道の専門家」と呼ばれるのでしょうか。

6年間、建設環境部長を務めてきました。正直長い6年間でしたが、今後再び時間に余裕ができますので、顧客の中間処理場に足しげく通い、リサイクル施設や最終処分場の見学にもまた行ってみたいものです。目標は北海道北見市ですかね。

手続実施者候補者のための ブラッシュ・アップ講座

行政書士ADRセンター愛知

日 時 令和3年2月1日(月)午後2時～5時
2月2日(火)午前10時～午後1時
場 所 本会3階会議室 (一部ライブ配信)
参加者 会場参加：17名 ライブ視聴：約40名



本講座の講師として、現在東京会理事、行政書士ADRセンター東京・センター長、日行連・ADR推進本部本部員として、行政書士ADRセンターの活動推進の中心的存在としてご活躍されています。光永謙太郎先生をお招きして、相談技法を中心としたご講義とロール・プレイを2日間にわたってご指導いただきました。特にロール・プレイ指導においては、実際の調停で起こりうる課題と、ロール・プレイ上の課題とを引き合わせてのきめ細やかなご指導をいただき、実践ですぐに活かせるスキル・課題の解決のヒントを伝授していただきました。

本会ADRセンター愛知は設立から10年が経ち、本会社会貢献事業として会員の先生方のご理解とご協力をいただきながら運営してまいりました。今回の講座は一部を相談力向上セミナーとしてすべての会員の方にご視聴いただけるよう、ライブ配信させていただきました。

当センターでは、住宅賃貸借契約における原状回復にまつわる敷金トラブル、外国人の就労・就学、自転車事故、ペット・トラブルの4分野について、調停を実施しており、このような講座の実施、外部の研修会への参加等により修得した知識や理解を活かしながら、引き続き研鑽を積んでまいりますので、今後も皆様方のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和2年度第2回 新入会員基礎研修会開催

法務部員 山本 嘉和

日 時 令和3年2月12日(金)
午前10時30分～午後5時
場 所 愛知県行政書士会館2F3F
出席者 43名



新型コロナによる緊急事態宣言が発令中の愛知県ですが、会則で研修の受講義務が規定されており、修了証の交付などが必要で、Webでの開催も難しいことから、新入会員基礎研修会令和2年度2回目を2月12日に実施しました。

例年2回目の研修会は受講者数も比較的少なく、今回も43名でしたが、2Fと3F2つの会議室を使い、2名着席と1名着席の机を交互に配置して、参加者同士の距離を保つとともに、極寒期にも関わらず出入り口と天窓を開け、換気についても十分考慮して実施しました。受講者の皆さんには寒い思いをさせるかもしれないと思いましたが、寒さを跳ね返すような真剣な受講姿勢と熱気で、この心配は杞憂に終わったようです。

さて、研修の目玉として前回に引き続き、県の江口総務部長を講師にお招きし「デジタル・ガバメントの今後の展開」をテーマにご講演頂き、国の施策への愛知県の対応状況を詳しく説明して頂きました。

毎回好評の各部会業務説明も、経験豊富な講師が「この業務はまだやっている人が少ない」など個別具体的に体験に基づいた話をされ、今後の書士業務の進め方に大変参考になったのではと思っています。

参加された新入会員の皆さんの今後のご活躍を祈念しています。

農地法手続及び土木設計の 基礎知識についての研修会

土地利用部 高田 大覚

日時 令和3年2月15日(月)
午後2時～4時30分

場所 愛知県行政書士会 3階会議室

参加者 17名 ライブ視聴者数 119名



定刻に開会が宣言され、本多次長による講師紹介を経て研修会は始まりました。前半は土地利用部員である山岡幹雄講師による農地法に関する研修でした。農地法第3条のケースを想定し、許可要件そのものから同条許可申請の際に関連する農家基本台帳、土地改良手続、相続や利用権設定の内容まで多岐に渡る内容でしたが、どれも実際の業務をする上では注意を欠かせない点であり、農政の担当をしていた元市役所職員という立場ならではの切り口でその重要性を分かりやすく説明をしていただきました。すでに農地法関係の業務を行っている先生方にも大変勉強になるお話になったのではないかと思います。その他、農地転用やその他の農地法関連の手続きについても説明がありました。

後半は当会の会員でもある國廣明講師による土木設計の基礎知識についての研修でした。「基礎のき」ということで、まず入門編的な土木用語の解説や現場確認の際の注意点、設計するときの注意点を丁寧に詳しく説明していただきました。現場を数多く経験されている講師らしく、雨の日にこそ現場に行くことの意味など、とても興味深い内容でこれから土木設計を業務の一つにされたい方には土木設計への理解が深まり、有意義な研修になったと思います。

最後に質疑応答の時間が設けられ研修会は終了しました。土地利用部では今後も会員の皆様に役立つ研修会を企画していきたいと考えております。

国際業務研修会

国際・私法部 高野 正也

日時 令和3年3月4日(木)
午後2時～4時

場所 愛知県行政書士会 2階、3階会議室

講師 法務省名古屋出入国在留管理局
永住審査部門 統括審査官 足立 誠子様

参加者 27名 ライブ視聴者 130名



国際・私法部と申請取次行政書士管理委員会との共催により国際業務研修会を開催し、永住許可について法務省名古屋出入国在留管理局永住審査部門統括審査官足立誠子様にご講義いただきました。

今回は、下記4事項について説明がありました。

- ・永住許可の基本的な考え方とガイドラインができてから最新のガイドラインへの流れについて
- ・日本に在留している外国人の在留経緯の歴史的な流れと日本に在留している外国人の統計から読み取れることについて
- ・永住許可申請の不許可事例について
- ・入管がとっている新型コロナウイルス感染症対策について

永住許可申請をする外国人の在留資格により就労資格と居住資格では永住許可申請の要件である税金・年金等公的義務の履行状況に差があり、各出入国在留管理局における永住許可申請の許可率に反映されているとの説明があり、名古屋出入国在留管理局における永住審査の状況の理由について理解することができました。

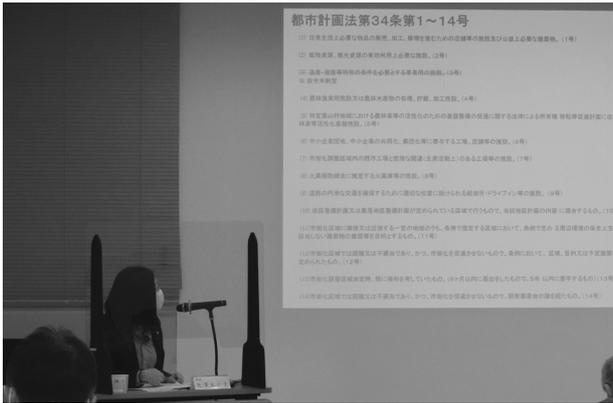
建築許可申請及び農地法申請に関する押印廃止、添付書類等の取扱いについての研修会

土地利用部 本多 証一

日時 令和3年3月22日(月)
午後2時～4時

場所 愛知県行政書士会 3階会議室

参加者 8名 ライブ視聴者数 117名



土地利用部長矢澤あや子講師による建築許可申請及び農地法申請に関する押印廃止、添付書類等の取扱いについての研修でした。会場には8名の参加者でありライブ配信での受講者が多い研修でした。

具体的な書式や、添付図面の事例を使った詳細な説明がありました。初心者向けではありましたが、経験者にとってもあらためて確認の意味で非常に重要な内容でした。講師の実際に経験した業務から具体的な事例も示していただき大変参考になりました。

つづいて本年令和3年から廃止となった申請書等への押印についての説明がありました。新年度からはいよいよ本格的に廃止されるということですが、その中でも押印が継続して必要な書類もあるということで、実務上混乱することが想定されます。その部分についての説明がありました。

行政書士として日々変わっていく取扱いについて迅速かつ正確に対応していかななくてはならないと気を引き締めて今後の業務に臨むべきだと改めて感じました。土地利用部では今後も会員の皆様に役立つ研修会を企画していきたいと考えております。

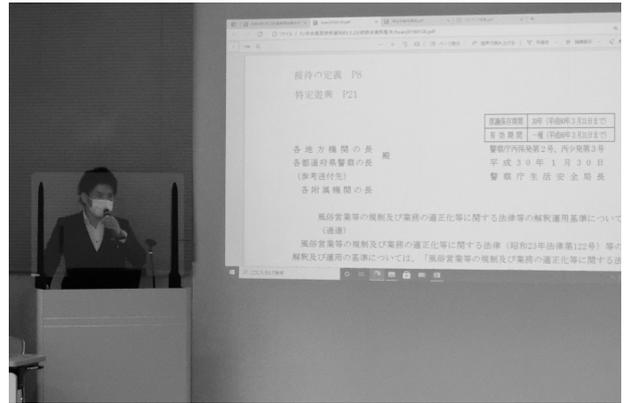
初心者向け風俗営業申請手続研修会

法人経営部 伊福 泰則

日時 令和3年3月23日(火)
午後2時～4時30分

場所 愛知県行政書士会館 3階

出席者 会場 4名 ライブ視聴者数 83名



コロナ禍の中ではありますが、感染対策を徹底し、風俗営業申請業務に精通していない会員を対象（初心者向け）に、三部に分けて研修会を開催させて頂きました。

第一部では法人経営部黒澤淳部長に風俗営業申請手続き全般を講義頂き、第二部では同部芳賀宏行次長に経験を踏まえた実務について講義頂き、第三部では同部大野貴史委員に現地検査に係る注意点等を丁寧に講義して頂きました。

本業務で特に注意する点としては、クライアントは本当に申請者本人なのか（名義貸しは特に注意すること）、場所的要件の確認は必ず現地を確認すること（眼科や歯科にも入院施設がある場合有）、図面作成前の現地測量での注意点（客席をどのように取るか、スライダックスの有無等々）など、実務者ならではの視点で惜しみなく講義して下さいました。

なかでも特に重要だと感じたのは、正確に現地測量をなし、その上で正確な図面を作成することです。図面が不正確であれば再測量や、図面の差し替え等に時間がかかり、結果的にクライアント様にご迷惑をかける可能性が高くなるからなのです。

今回の研修が会員の皆様の風俗営業申請業務に対する動機付けになって頂ければ幸いです。

夫婦間で生れた子の否認と比較法

元名城大学大学院 法務研究科教授 松倉 耕作

夫婦に子が生れたが夫の子ではないという事例が増えている。いわゆる婚外交渉が増えたゆえか、はたまた別居する夫婦が増えたがゆえなのか、その原因を示す統計はみられない。本稿は、そのような子が増加したことを探ることを目的とはしていない。そのような子を夫の子ではないと主張する方途について知識を得ることが中心課題である。

1 婚姻中に妻が懐胎した子の地位

(1) 夫の子ではないと主張できる場面

夫の子ではないと主張できるのは、つぎの2つの場合に限られます。①子の出生を知ってから1年以内に限り、夫のみが「子は自分の子」ではないと、家裁に申し立てることができる（民法に規定があります）。②「懐胎当時」夫婦が別居していて、夫の子を妻が懐胎することができない（たとえば別居中の懐胎）を証明すれば、夫以外に、子の母や子自身も、子が夫の子ではないと主張することができる（最判昭和44年）。

(2) 2016年最高裁判所の見解

同判決で、①DNA鑑定で夫の子ではないと解った場合、②夫婦が離婚している場合、③離婚してさらに子の真の父と結婚・同居している場合などの場合について、注目すべき判断が下された。それによれば、夫による否認のための出訴期間が経過すれば、上記の何れの場面においても、夫の子ではないとの主張はできないとの判決により、この問題は、裁判所レベルでは確定したものと扱われている（簡潔には、前稿を参照）。

2 スイスでの扱い

そこで本稿では、外国法の例として、この点について進んだ解決をしているスイスでの扱いを紹介し、日本法での扱いと大きく異なることを示しておく。

否認原因の違いから見てみよう。

否認原因については、きわめて大きな違いがある。

旧法の条文の構造はわが現行法と大差がない。すなわち、枝葉を省いて示せば、婚姻中（または婚姻の解消の日から300日以内も同様）に生まれた子は、嫡出と推定される（252条1項）、夫は、子の出生を知ったときから1年以内に、裁判官のもとに嫡出否認の訴えを提起することができる（253条1項）、子が婚姻成立の日から少なくとも180日を経過して生まれたときは、夫は、自分が子の父ではありえない旨の証明を要する（255条）。

全体像について、注目されるのは、嫡出（正確に表現すれば、夫の父性）「否認の原因」が、わが国より広く、ないし緩やかに解釈されていることである。

否認原因について、少し体系的にみてみよう。(1)性交渉の不可能と、(2)父子間の血縁関係の不存在、とに大別される。前者の性交渉の不可能という否認原因は、下記の①-②に分類される。これと異なり、性交渉が行われた場合でも、③のように、父子関係が存在しないという証明が許される。これらの内容について、少し補足しよう。

①外観的な不可能

夫婦が性交渉をもつことが不可能な状況に置かれていた場合をいう。わが「外観説」に近い概念であるが、それよりも厳格である。すなわち、たんに別居していたというだけでは、わが判例と異なり、否認原因の要件を満たしたことになる。夫婦が会うこと、すなわち夫婦間での性交渉を不可能と認められるような継続的な別居状態、ないしはそれと同様の隔離状態にあったことが必要である。たとえば判例に登場する例においても、妻が夫婦の住居とは離れた場所で、他の男性の愛人として同居していたパターンにつき、夫と妻との性交渉の不可能を認め、夫からの否認の訴えを許容している。

②状況的な不可能など

判決の表現によれば、懐胎期間中、夫婦が同じ部屋で会った場合には「状況的性交渉の不可能」とは

いえないが、第三者の立ち会いのもとであったというような場合には、これにあたと明言する。第三者の立ち会いというのは一つの例示にすぎない。要するに、性交渉を行うことができない状況にあった旨の証明がなされれば、この種の否認原因が肯定される。

③父子間の血縁関係の不存在

このパターンは、わが国の判例・通説と最も遠ざかる解釈である。判例に登場する例には変遷がみられる。理解を助ける意味で、きわめて簡潔に表現すれば、たとえばDNA親子鑑定の結果、父子間に血縁関係がない旨が証明されれば、その事実を原因として嫡出否認が肯定されるということである。

さらに、子の訴権は、旧法下でも明文で認められている（上記・旧256条cを参照）。構造においては、子の否認原因も、父の場合と同じである。父の場合と異なるのは、子が出訴する前に、父母の家庭が破綻していることを要する点である。

3 否認権者の違い

(1) 子の否認権

子の否認権は、いわゆる第一次訴権である。つまり、夫が否認権を行使しない場合といった制約はない。しかし、父の場合のように、無条件で否認権が発生するわけではなく、子の未成年中に、子の両親・父母の共同世帯が解消していることが必要である。たとえば、子の両親が離婚、別居（裁判別居だけでなく、事実上の別居も含まれる）しているなどの場合がその典型例である。

さらに、子が出訴するについて、つぎのことは要件ではない。①母が子の真の父（と思われる男性）と婚姻していること（通説・判例）。②否認することが子の利益になること。

(2) 子の訴権の肯定までの変遷

①戦後の連邦裁判所の見解

連邦・最高裁判所判決で初めて子の訴権に言及したのは、BGE73 II 201判決（1947年判決）である。この判決では、従来の判決が単純に子の訴権を否定してきたのに対して、子も、（身分登録上の母の夫である）父と同様に、訴権を有しているかにつき、初めて論及した。その理由は、2つあるように理解でき

る。まず規定の構造において、255条で夫が唯一の否認権者とされ、256条では夫が意思表示できないなどの特別の事情のある場合に限って、その相続人などが第二次的・補充的な訴権者と予定されるにすぎず、民法では、子が訴権をもつ場面を想定していない。

ついで、立法段階の議論を踏まえた消極論である。すなわち、「法が主眼とするのは、子個人の利益ではなく、家族の確定である。いいかえれば、夫の家族のなかに、異なる血の入るのを防ぐことにある。彼の権利が侵害されたか否かを判断するのは、夫のみである。」かくのごとく夫の権利性を強調し、これに続いて判決はいう。「夫が子を自己の子とするか否かの判断にさいしては、彼が否認権を徒過することにより、否認権を喪失したとしても、彼の意思と擬制される。これにより確定した親子関係は、否認の訴えが棄却されたり、否認権が存在しないと判決された場合と同様に、原則として反証の余地はなく、…それゆえ、子の否認権は、否定されるべきである。」

②判例変更

学説からの批判、下級審判決の影響を受けて、1962年には、結論において、連邦・最高裁判所において、子の訴権が肯定された。いわく、「真実の父子関係が確定されることについて、子も利害関係を有するのを通例とする。本件のごとく母が身分登録上の父との婚姻関係を解消し、真実の父を婚姻しているときは、とくにその必要性が強い。……夫は、事情によっては、たとえ第三者により妻が懐胎した子であれ、（自己の子との）推定を欲することもあろう。しかし、この願望も、妻との離婚後は婚姻が継続する場合ほどには強くないのを通常とする。とすれば、離婚後は、子が誰の嫡出子とされるかについては、前婚の夫の利益よりも、子自身の関心の方が一層強いであろうから、子の利益を優先させるべきである…」。

上記の事件では、子の母と（身分登録上の）父とが離婚し、真実の父と再婚しているケースであった。少なくとも離婚、再婚の場面では、子の訴権が肯定されることが明らかとなったが、そこまで至らず、たとえば母と父とが離婚していることでも足りるの

かは、判決では明らかでない。それらについては、その後の立法（1976年立法、78年施行）による解決まで、これを明らかにする判決は登場していなかった。

4 起算時期と比較法の動向

旧法下では、母の不倫を知ったときからも出訴期間が進行した。これに対して、新法では、「子が自分の子ではないことを知ったこと」が否認原因であって、そのときから否認のための出訴期間が進行するというので、旧法と若干の違いが生ずる。

期間の長さを比べることよりも、その起算時期をどう定めるかがより重要である。世界の潮流は、訴権行使の確実性を担保することを優先させ、否認原因を確実に認識したときから期間を起算させる方向に変化してきている。

上の認識の程度はかなり高度である。ひと言でいえば、否認原因覚知説に近いといえる。詳細については、後述の参考文献での記述に譲り、一言いえば、自分の子でないと、確信に近いことを認識したときから否認期間が進行するという構造になっている。

5 その他の違い

(1) 父を知る権利の保障

スイスでは、「父を知る権利」が、一定の要件の下で、憲法上の権利と位置付けられた。憲法による保障という構造は、世界で最初のことと思われる。わが国でも、生殖医療の領域だけでなく、これを機会

に、親子発生法の全体を視野にいれて、「父を知る権利」を論ずる必要があるであろう。

(2) 検査の強制

すでに別稿（本誌301号）で述べたので、結論のみを示しておこう。DNA鑑定の許否という問題も極めて重要であるが、わが法の下では、検査の強制は困難である。検査対象が特定していれば、親子鑑定を行うにつき、間接強制または直接強制により検査を強制する法制が増加している（松倉・血統訴訟29頁以下の「検査協力義務」の項を参照）。わが国でも、最終的にそのような制度を導入するか否かは別として、その具体化に向けた議論をすべきであろう。

6 制度の違いと機能

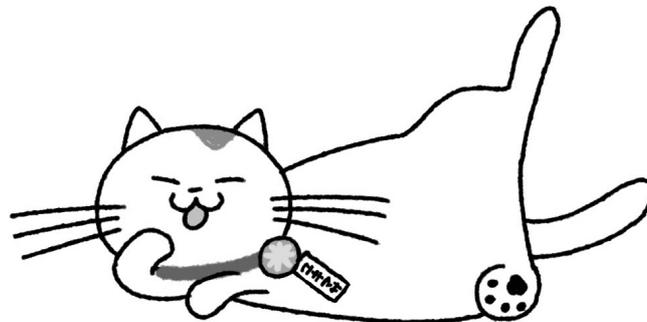
子の訴権の許容、出訴期間の長期化の許容、などの違いは、父子関係の切断に大きな違いを生じさせることになる。

〔参考文献〕

とくにスイス法について、拙著『概説スイス親子法』信山社、1995年。

拙著『血統訴訟と真実志向』成文堂、1997年。

拙著『スイス家族法・相続法』信山社、1996年。



事業承継について

浅野佳史税理士事務所 税理士・公認会計士 浅野 佳史

会報が皆さんのお手元に届く5月中旬以降にはワクチン接種が始まっているのでしょうか。私はまだ接種の番が回って来てないと思いますが、両親はワクチン接種を始める時期になっているはずです。家族ネタですが、私の父はワクチン接種を希望しております。母は慎重派です。皆様の周りでは如何でしょうか。さて、第4回は特例事業承継税制のメリットである納税猶予額の計算方法・納税猶予の免除制度・特例事業承継税制の取消事由について説明します。

～特例事業承継税制を適用した場合の納税猶予額の計算方法と留意点～

特例事業承継税制を適用した場合の納税額及び納税猶予額の計算方法は以下の通りです。

ステップ1：事業承継株式を相続する後継者の相続税を計算します。(表①参照)

ステップ2：後継者が納税猶予対象となる事業承継株式のみを相続した場合の相続税を計算します。(表②参照) この額が納税猶予額となります。

ステップ3：ステップ1の金額からステップ2の金額を控除した額が納税額となります。

計算方法は以上となります。次に、納税猶予額の計算にあたり留意すべき点について説明します。

～計算上の留意点～

(留意点1) 次ページに記載されている事例計算もとに説明します。事例では後継者が相続する財産全体に対して承継株式の占める割合が59%(100百万/170百万)です。これに対して納税猶予となる税額の割合は47%(13,958千円/29,503千円)となります。直観的には、納税猶予となる承継株

式が相続財産の59%であれば59%税額が猶予されると予想するのではないのでしょうか。何故、このような事が起こるかですが、それは、相続税が累進課税制度ですので、納税猶予額の計算で適用される税率と相続税額の計算で適用される税率とで異なる事があるからです。相続財産が多ければ税率が高くなるわけですから、相続財産全体を計算する際の税率(ステップ1)の方が納税猶予額を算定する際の税率(ステップ2)より高くなる事があります。事例では相続税総額の計算(表①)で適用される配偶者(法定相続分《1/2》128百万円)の税率は相続税額計算では40%ですが、納税猶予額計算(表②)で適用される配偶者(法定相続分《1/2》93百万円)の税率は30%になります。その結果、納税猶予額算定時は40%ではなく30%の税率で算定される部分(配偶者分)が有る為に、納税猶予額は相続財産に占める事業承継株式の財産割合で算定される相続税額より小さくなります。

(留意点2) 後継者が債務を相続する場合、事業承継株式以外の財産から債務控除し、債務控除できない金額のみを事業承継株式から控除して納税猶予計算します。

(留意点3) 後継者が複数の場合、後継者毎に通常の相続税計算を行い、次に事業承継株式のみ相続した時の相続税計算をします。つまり、計算対象となっていない別の後継者は通常の相続人として計算します。

事業承継税制の検討にあたっては、以上のような点を踏まえて事前のシュミュレーションが重要になります。

表①：相続した場合の試算結果

(単位 円)

相続財産	配偶者	長男	長女	次女	合計
現金	30,000,000	20,000,000	10,000,000	10,000,000	70,000,000
不動産	50,000,000	50,000,000	20,000,000	20,000,000	140,000,000
承継株式		100,000,000			100,000,000
課税価格	80,000,000	170,000,000	30,000,000	30,000,000	310,000,000

基礎控除額					54,000,000
相続税総額					53,799,600
按分割合	0.2580	0.5484	0.0968	0.0968	1.00
算出税額	13,880,200	29,503,700	5,207,800	5,207,800	53,799,500
配偶者控除	13,880,200				
納税額	0	29,503,700	5,207,800	5,207,800	39,919,300

表②：納税猶予株式のみ後継者（長男）が相続した場合の試算結果（単位 円）

相続財産	配偶者	長男	長女	次女	合計
現預金	30,000,000		10,000,000	10,000,000	50,000,000
不動産	50,000,000		20,000,000	20,000,000	90,000,000
承継株式		100,000,000			100,000,000
課税価格	80,000,000	100,000,000	30,000,000	30,000,000	240,000,000
基礎控除額					54,000,000
相続税総額					33,500,000
按分割合	0.3333	0.4167	0.1250	0.1250	1
算出税額	11,166,600	13,958,300	4,187,500	4,187,500	33,499,900
配偶者控除	11,166,600				
納税額	0	13,958,300	4,187,500	4,187,500	22,333,300

後継者（長男）

特例事業承継税制を適用しない場合の相続税額 29,503,700円（表①） イ
 納税猶予額 13,958,300円（表②）（47%） ロ
 納税額 15,545,400円（イ－ロ）（53%）

～特例事業承継税制の取消に際しての免徐制度～

事業承継税制（一般）においては、事業継続が難しくなり、株式譲渡や会社を解散した場合、納税猶予税額の全額及び利子税（*1）を支払う必要がありました。これは、事業承継税制が納税猶予制度であるので、取消事由に該当すれば当然の事とされてきました。これが事業承継を適用した際の大きなリスクであり、経営者が事業承継税制の申請をためらう大きな要因となっていました。そこで特例事業承継税制では、特例承継期間経過後に「事業の継続が困難な事由」（*2）に該当した場合で、後継者が下記の事項を実行した際にはその実行時の株式価額で納税猶予額を再計算します。（但し、実行時の株式価額がその時点の相続税評価額の2分の1以下である場合は2分の1に相当する金額で計算します）これにより、当初納税猶予税額と再計算した納税猶予税額等（*3）との差額が免除されることとなります

なお、下記の①～③のケースで株式価額がその時点の相続税評価額の2分の1未満の場合、実行後2年経過後、当時の従業員の半数以上が存続会

社等で雇用されていた場合には実行時の株式価額で再々計算しさらに差額免除できます。

- ① 第3者に株式を譲渡・贈与した場合
- ② 合併によりその会社が消滅した場合
- ③ 会社が株式交換又は株式移転に他の会社の完全子会社等になった時
- ④ 会社が解散した場合

*1 利子税率の算定方法

利子税率は原則3.6%です。但し特例基準割合が7.3%に満たない場合は、3.6%×特例基準割合÷7.3%で計算します。令和3年度は特例基準割合が1%なので利子税率は0.4%になります

*2 事業の継続が困難な事由

- ① 直前の事業年度（該当事業年度*の前年度。以下同様）及びその直前の3事業年度の内2以上の事業年度の経常損益が赤字
- ② 直前の事業年度及びその直前の3事業年度の内2以上の事業年度の対象会社の平均総収入金額【（総収入金額－営業外収益－特別利益）÷事業年度月数】が前事業年度のそれを

下回る

- ③ 直前の事業年度末の有利子負債額がその事業年度の平均総収入金額×6以上である
- ④ 直前の事業年度（1年間）の対象会社の事業が該当する業種の上場会社の株価がその前年度（1年間）の業種平均株価を下回る
- ⑤ 後継者が心身の不調等により、対象会社の業務に従事できなくなったこと

* 該当事業年度とは①～④のいずれかに該当した事業年度を言います

* 3 再計算した納税猶予税額等とは

再計算した納税猶予税額+①～④に該当する事項発生日以前5年間に後継者及び生計を一にするもの支払われた配当金及び過大役員給与等

～特例事業承継税制の取消事由～

納税猶予税額を利子税とともに納めなくてはなくなる取消事由について紹介します。これらの事項は贈与時と相続時の場合で同じ内容となっておりますので、併せて記載します。個々の内容はさておき、是非、確認して頂きたいのは特例事業承継期間中のみの取消事項とそれ以降も取消となる事項がある点です。

～5年間の事業継続期間に認定取消となる事項～

- ① 後継者が代表者でなくなった時* 1
- ② 後継者等の持株比率が要件を満たさなくなった時（後継者が同族関係者の中で保有株式数のトップでなくなった場合。後継者が同族関係者と合わせて議決権数の50%以下になった場合）
- ③ 対象会社が上場会社及び風俗営業会社になったとき
- ④ 先代経営者が代表者に復帰したとき（後継者以外の者が黄金株を保有した時・対象株式等を議決権制限株式に変更した時）

～事業継続期間後も認定取消となる事項～

- ⑤ 報告・届出を怠った時（後継者が特例措置の適用をやめる届出書を提出）
- ⑥ 後継者が対象株式を全部譲渡・全部贈与した時（株式交換完全子会社になった時を除く）
- ⑦ 後継者が対象株式等の一部の譲渡等をした場合
- ⑧ 対象会社が倒産・解散した時* 2
- ⑨ 対象会社が資産保有型会社又は資産運用型会社になった時* 3
- ⑩ 対象会社が合併により消滅した時（適格合併した場合を除く）
- ⑪ 対象会社が減資を行ったとき

- ⑫ 対象会社の総収入金額が零になったとき
- ⑬ 対象会社が組織変更の際に株式以外の財産交付をした時
- ⑭ 対象会社が会社分割をした時（吸収分割承継会社等の株式等で配当した時）
- ⑮ 対象会社が株式交換等により株式完全子会社等になった時（適格株式交換等除く）
 - * 1 後継者が身体障害者手帳（1級又は2級に限る）の交付を受けた場合等免除
 - * 2 経営環境に変化あった場合の特例により一部納税額を免除する規定あり
 - * 3 資産保有型会社（特定資産の割合が70%以上の会社）及び資産運用型会社（特定資産の運用収入が75%以上の会社）に該当した場合に判定期間が設けられている。偶発的事由で資産保有型会社に該当した場合、6ヶ月以内に特定資産割合が70%未満になれば資産保有型会社ではない。偶発的事由で資産運用型会社に該当した場合、その事業年度末の翌日から6ヶ月以内に特定資産運用収入が75%未満になれば資産運用型会社に該当しない

特例事業承継期間経過後も取消となるのは、後継者が事業承継税制を使わずに株式譲渡・贈与した場合、対象会社が組織再編等で認定時とは全く別の会社になった場合そして対象会社が消滅した時に大きく分かります。会社が未来永劫安泰だという確証はありません。会社に問題が発生し、やむを得ず、経営判断した結果、納税猶予額及びその利子を支払えとなってしまうのは経営者及び後継者には厳しい事であり、特例事業承継税制の適用に二の足を踏む原因になります。このような背景をもとに、特例事業承継税制では、特例承継期間終了後、「事業の継続が困難な事由」に該当した場合、譲渡・贈与・合併による消滅・株式交換等で完全子会社になった場合・解散の場合でも納税猶予額の減免される制度が設けられました。

これは事業承継税制（一般）ではない制度であり、事業承継を促進することが期待されている特例事業承継税制度のメリットです。

参考資料

相続税納税猶予割合100%となる特例事業承継税制の概要（平成30年度税制改正）

（発行 一般社団法人 FIC）

事業承継税制実務全書（税理士法人 タクトコンサルティング）

災害時通信ボランティア募集のお知らせ

愛知県行政書士会
法人経営部 黒澤 淳

近年、地震や台風そして大雨による大規模な災害が多くなってきました。このような大規模災害時、既存の通信インフラはその機能の大幅に低下するか全く利用することが出来なくなることが懸念されます。記憶に新しいところでは、東日本大震災が正にその状況でした。

災害時に通信インフラが使用できないということは、被災地からの救助要請や関係機関への通信が途絶えることを意味し、結果的に多くの人命にかかわることになります。

一方、無線（アマチュア無線）は、複雑なインフラを必要とすることが無いため大規模災害時において確実に情報を伝達できるきわめて有効な通信手段といえます。

愛知県行政書士会では、「災害時における支援協力に関する協定」を既に愛知県そして名古屋市との間で協定を締結し、各支部にあっては、支部単位で各自治体と締結しているところです。また、現在愛知県行政書士会では、災害時における危機管理マニュアルを策定し災害に備えるための体制作りを進めているところです。

当危機管理マニュアルでは、法人経営部が「災害情報の収集、災害支援活動に係る連絡・調整」を担当することになっています。そこで、法人経営部では、災害時にこれらの活動に参加して頂けるボランティアスタッフを募集します。

有事の際には、通信手段の一翼を担い、平時は、「非常通信訓練」等を通じ会員同士の親睦を図る機会として無線（アマチュア無線）に興味のある方を募集します。

無線局を開局している方はもちろん、従事者資格は所持しているが開局していない方、無線従事者資格をお持ちでない方であっても無線に興味があれば何方でも結構です。

参加をご希望の方は下記により、事務局宛へFAX（052-932-3647）または郵送にてお知らせください。是非多くの方に参加して頂きたいと思います。

災害通信ボランティアに参加します

氏名： _____ 会員番号： _____ 所属支部： _____

従事者資格： 有 ・ 無 開局： 有 ・ 無 電話番号： _____

メールアドレス： _____

研修会動画一覧

ライブ러리研修：会館にて視聴していただきます。次頁のライブ러리研修申込書によりお申込みください。

オンデマンド研修：愛知会ホームページの【会員ページ】 - 【ライブ러리】 - 【研修会ライブ러리】にて各自で視聴してください。

(令和3年3月25日現在)

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブ러리 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】
1	総務部	525	H28. 2.23	行政書士制度65周年記念講演	○	○
2	企画情報部	534	H29. 8.28 H29. 9. 4	法定相続情報証明制度研修会 第2部 戸籍の見方・相続関係図の書き方	○	○
3		537	H29.11.24	ドローン等（無人航空機）飛行許可・承認申請手続きについて	○	○
4		539	H30. 2.22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（国際・私法部と合同）	○	○
5		546	H30.12. 6	被災者支援に関する研修会	○	○
6		576	R 2.11.16	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会 【1回目】	○	○
7		580	R 3. 1.27	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会 【2回目】	○	○
8		建設環境部	530	H28. 8.31	愛知県の平成28年度廃棄物行政について 第1部 産業廃棄物関係の許認可手続き等について 第2部 産業廃棄物の監視業務について	○
9	531		H28. 9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	○	×
10	555		R 1. 9.26	初心者向け業務研修会（廃棄物処理業関係業務）	○	○
11	573		R 2. 9.23	コロナ禍における建設業許可申請・届出について	○	○
12	579		R 3. 1.21	建設業許可申請と経営事項審査についての研修会	○	○
13	運輸交通部	551	H29. 1.23	自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）研修会	○	○
14		581	R 3. 2. 4	運輸交通部基礎研修会1	○	○
15	国際・私法部	420	H24. 2.25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○	○
16		467	H25. 2.13	国際業務初心者向け研修会 （初心者のための在留資格認定証明書交付申請）	○	○
17		480	H25.10.31	国際業務初心者向け研修会（初心者向け実務のポイント）	○	○
18		486	H26. 2.21	国際業務部門 帰化・相続手続きにおける韓国除籍等収集方法と見方	○	○
19		488	H26. 3.17	私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○	○
20		504	H26.12. 4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○	○
21		509	H26.12.25	はじめての国際法1	○	○
22		510	H27. 2.18	はじめての国際法2	○	○
23		517	H27.11.24	出入国管理行政と日本型移民国家構想	○	○
24		521	H28. 1.28	初心者向け研修会（在留資格認定申請書の書き方）	○	○
25		526	H28. 3. 7	国際私法の考え方～相続と遺言について～	○	○
26		528	H28. 4.25	国際私法の考え方～婚姻と離婚について～	○	○
27		536	H29.11.16	国際業務部門研修会 ①国家戦略特区（外国人創業活動促進事業）について ②在留資格「経営・管理」のポイント	○	○
28		539	H30. 2.22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（企画情報部と合同）	○	○
29		540	H30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会（法人経営部と合同）	○	○

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブ러리 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】
30	国際・私法部	542	H30. 3. 19	国際業務初心者向け研修会 (永住許可申請について、パスポートの見方)	○	○
31		547	H31. 2. 21	国際業務研修会 (フィリピン人の再婚と重婚問題)	○	○
32		549	H31. 3. 8	在留資格「特定技能」に関する研修会	○	○
33		554	R 1. 9. 9	債権各論 契約に関する研修会	○	○
34		558	R 1. 11. 18	国際私法に関する研修会	○	○
35		563	R 2. 1. 22	国際・私法部業務研修会	○	○
36		562	R 2. 2. 28	特定技能に関する研修会	○	○
37		571	R 2. 8. 24	戸籍の見方に関する研修会	○	○
38		578	R 2. 12. 3	初心者中級者向け入管国際業務研修会資料	○	○
39		土地利用部	516	H27. 9. 24	尾張建設事務所建築課管内における市街化調整区域内の都市計画法第34条第1号「公益上必要な建築物及び日常生活のための必要な店舗等」、愛知県開発審査会基準第1号「農家の二・三男が分家する場合の住宅等」の運用を中心とする開発実務について	○
40	523		H28. 1. 27	行政書士の土地利用業務について	○	○
41	527		H28. 3. 24	開発許可（都市計画法）と農地転用の話	○	○
42	532		H28. 9. 26	行政書士の土地利用業務の基礎知識	○	○
43	533		H29. 8. 25	行政書士の土地利用業務の基礎知識 ～行政書士ができる空き家対策～	○	○
44	538		H30. 1. 31	愛知県開発審査会基準第1号、第7号の運用及び申請について	○	○
45	544		H30. 9. 14	土地利用業務の基礎知識	○	○
46	545		H30. 11. 30	雨水浸透阻害行為許可に関する研修会	○	○
47	548		H31. 3. 4	都市計画法に関する研修会	○	○
48	550		H31. 3. 18	農地法許可に関する初心者向け業務研修会	○	○
49	552		R 1. 8. 26	初心者向け土地利用業務研修会	○	○
50	559		R 1. 11. 22	都市計画法概要と愛知県開発審査会基準（主に第16号）について	○	○
51	565		R 2. 2. 19	農地法許可の審査基準についての研修会	○	○
52	570		R 2. 7. 13	不動産に関わる業務手続きについての研修会	○	○
53	575		R 2. 10. 26	都市計画法〔第34条1号許可〕についての研修会	○	○
54	582		R 3. 2. 15	農地法及び土木設計の基礎知識についての研修会	○	○
55	583		R 3. 3. 22	建築許可申請及び農地法に関する押印廃止、 添付書類等の取扱いについての研修会	○	○
56	法人経営部		425	H24. 6. 28	種苗法における品種登録と出願実務について	○
57		445	H24. 9. 24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○	○
58		511	H27. 2. 12	医療法人の設立について	○	×
59		540	H30. 2. 27	技能実習法の実務についての研修会（国際・私法部と合同）	○	○
60		541	H30. 3. 16	オーファンワークスについての研修会 ～著作権業務の可能性～	○	○
61		564	R 2. 2. 10	HACCP研修会	○	×
62		584	R 3. 3. 23	初心者向け風俗営業申請手続研修会	○	○

ライブラリ研修申込書				
愛知県行政書士会会長 殿			令和 年 月 日	
申 込 者	氏 名			
	支 部	支 部	事務所TEL・FAX	
	会員番号			TEL () —
	メールアドレス			FAX () —
下記のとおり、研修会視聴を申込みます。				
視聴希望日時	番号	研修開催日	内 容	備考
(例) 令和〇年〇月〇日▽時	531	平成28. 9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について (入門編)	

誓約事項

1. お借りした研修会媒体の複写・撮影等は、絶対いたしません。

【ライブラリ研修要領】

視聴場所	会館会議室
視聴時間	10時から17時まで (受付時間10時～12時、13時～15時)
研修内容一覧	別紙、ご参照ください。
視聴申込み	視聴希望日の7日前までにFAX (052-932-3647) にて申込みください。 (視聴機器の台数に限りがありますので希望日を変更いただくことがあります)
キャンセル	予約を取り消す場合は、事務局までご連絡ください。
利用上の注意	1. 視聴のためにご来館されたときは、事務局までお越しください。 2. 視聴できる研修会は愛知県行政書士会所蔵のものに限ります。 3. 館外への持出、貸出、持込による視聴はできません。 4. 視聴覚室の使用については、事務局職員の指示に従って頂き、注意を守らない場合は退出して頂く場合があります。

※定員オーバー等でお断りする場合のみ、その旨ご連絡いたします。

※愛知会ホームページ<http://www.aichi-gyosei.or.jp/>の会員ページ「研修会ライブラリ」でオンデマンド可能な研修会もごございますのでご利用ください。

会 受 領 印 欄	
-----------------------	--

業務相談会のお知らせ

◎相談を希望される方は、次ページ申込書をご利用ください。

初心者向け建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談会

【建設業関係業務相談会】

建設環境部

内 容 建設業許可、経営事項審査等の建設業関係業務について

開催日 毎月第4木曜日

時 間 午後1時30分

【産廃（収運）業許可申請相談会】

内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について

開催日 毎月第4木曜日

時 間 午後1時30分

※どちらもこれから業務を始める方等を対象とした初歩の相談を予定しております。

運輸関係業務相談会

内 容 自動車登録（車庫証明含む）について

運輸交通部

開催日 毎月第1水曜日

時 間 午後1時30分

※初心者対象

初心者向け業務相談会

内 容 国際業務・私法業務について

国際部 私法部

開催日 毎月第2水曜日

時 間 午後2時30分から一人50分程度

※初心者対象

初心者向け土地利用関係業務相談会

内 容 農地転用許可、開発許可、建築許可等について

土地利用部

開催日 毎月第2水曜日

時 間 午後1時30分から4時まで

※初心者対象、土地利用の業務は地域によって許可基準が異なる場合がありますので、相談内容に関する資料をお持ちください。

初心者向け書類作成相談会

内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立（法人登記以外）に限定

法人経営部

開催日 毎月第1水曜日

時 間 午後2時から4時まで

※初心者対象

令和3年5月1日

会 員 各 位

建設環境部
 運輸交通部
 国際部
 土地利用部
 法人経営部
 私法部

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

今年度、業務相談会を下記のように開催いたしますので、希望者の方は、この様式にてFAXでお申し込みください。なお、各業務相談会の開催日の7日前が締切です。

業務相談会申込書

該当する相談会に○印をしてください。

- ・ 建設環境部 業務相談会【建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請】
- ・ 運輸交通部 運輸交通関係業務相談会
- ・ 国際部 初心者向け業務相談会
- ・ 土地利用部 初心者向け土地利用関係業務相談会
- ・ 法人経営部 初心者向け書類作成相談会【風俗営業許可申請・株式会社設立(法人登記以外)に限定】
- ・ 私法部 初心者向け業務相談会

支 部		会 員 番 号	
氏 名			
開 催 日	月 日 ()	電 話 番 号	
相談内容 (詳細を具体的に お書き ください。)			

愛知県行政書士会 F A X 052-932-3647

会員訪問記



岡崎支部：米村 篤史会員

会報委員 伊東 毅



昨年11月の支部臨時総会で支部長に当選された米村篤史会員の事務所を訪問し、お話を伺いました。

一どのようなきっかけで行政書士になられたのですか？

子供の頃より電気関係が本当に好きでしたので、電気通信関係の工事会社に就職し、その後独立しました。独立後、請負代金が500万円以上の工事をするためには建設業許可が必要となる事を知り、自分で許可申請しようとして、申請方法の手引きを見たのですが、実務経歴証明書の部分がかかなり難しそうだったので、書類の作成と申請の代行を電話帳で見つけた業者をお願いしたことがありました。

その後、行政書士が主役のテレビドラマを見ました。中村雅俊さんが事務所の所長の役をやっていましたね。「こんな資格があったら、格好いいなあ。」と、見ていて思ったのです。

その後、行政書士という資格に興味を持ち、行政書士の事を色々調べました。そして、初めて「あの時、建設業の許可申請をお願いしたのは行政書士だったのか！」と知りましたね。それから行政書士を目指して、細切れの時間も勉強に費やして合格し、合格後すぐに開業しました。

一中村雅俊さんは、確かドラマ「特上カバチ!!」が放送された2010年の行政書士制度広報月間のポスターのモデルをされていましたね。現在は主にどのような業務を扱っていますか？

建設業許可と産業廃棄物の収集運搬業許可に特化しています。

一許認可業務が中心なのですね。これまで業務をされた中で印象的なことはありますか？

それでは、行政書士になってから最初に建設業許可申請の依頼をいただいた社長さんのお話をしましょう。全くの新人の自分を温かく見守り、育てていただきました。その社長さんのおかげで、今では「建設業許可一本でやっています」と自信を持って言えるようになりました。

高齢の方でしたので、事業承継の準備を考えておられたようですが、突然の病気で約2年前に亡くなりました。私もびっくりしたのですが、役員変更や経營業務の管理責任者の変更など必要な手続きを迅速に対応させていただきました。今後は、後継者の方が会社を発展させていけるようなご提案をしていきたいので新制度など、知識の向上に努めるようにしています。

一とても素敵なエピソードですね。それでは、最近何か取り組まれていることはありますか？

本会の常務理事として企画情報部で大規模災害に対する対策について規則等の整備に当たりました。

その中で、災害時はアマチュア無線が有効であると聞きました。子供の頃にとって使われてなかったアマチュア無線技士4級の資格を生かすのに良い機会だと思い、無線機を購入し開局申請をしました。無線機を取り扱ったことが無いので、今勉強中です。今後、本会でもサークル的な活動が出来ると良いですね。まずは常務理事間で動いていくと思います。一子どもの頃に取得した資格が災害対策につながれば、たいへん有意義ですね。最後に、登録して間もない会員の皆さんへメッセージがありましたらお願い致します。

人との接点をどんどん増やしていくと良いと思います。本会、支部の行事や研修会には、積極的に参加して欲しいです。業務で分からない事があったときは相談できるような人脈作りが最初は大切です。私も困った時には、先輩に何度も助けていただきました。これから分からないことが沢山出てきます。そんな時に、相談できる先輩がいることは大変心強いことだと思います。

ご多忙の中、長時間にわたりお話し下さいまして、どうもありがとうございました。米村会員の今後の益々のご健康とご発展を祈念いたします。

支部だより

名古屋
支部

2月・3月 無料相談会

会報委員 金丸 洋

日時 令和3年2月16日(火)
午後1時～4時

日時 令和3年3月16日(火)
午後1時～4時

場所 中村生涯学習センター フクロウの間

相談員 合計8名

件数 2月2件 3月2件



名古屋支部では、毎月第三火曜日に中村生涯学習センターにて無料相談会を行っています。

3月は相続関連の相談が2件ありました。自筆証書遺言保管制度に関する相談もありました。この制度はご存じのとおり、令和2年7月から制度が開始されました。比較的新しい制度なので一般の方には、まだまだ周知されていないのではないのでしょうか。公正証書遺言との違いにも留意しつつ相談者へ説明しました。

担当された先生方は懇切丁寧に対応されたので、相談者も満足され、今後の参考になったのではないのでしょうか。遺言は、相続をめぐる紛争を予防する有用な手段になるので、ぜひ多くの人に活用してもらいたいですね。

一宮
支部

行政書士の日PR 活動

会報委員 奥 智子

日時 令和3年2月17日(水)
午後1時10分～1時30分

場所 尾張一宮駅前ビル一宮市観光案内所内
『FMいちのみやサテライトスタジオ』



行政書士法施行70周年を迎え、地域へ更なる認知向上と我々行政書士の利用事例を紹介し、親しみのある法務者としての認識を得るため、一宮支部独自の周年記念事業実行委員会を発足しました。その活動の一環として支部地域コミュニティ内の方々の福祉の向上や地域活性化のために、番組を制作し放送を行っている“FMいちのみや様”のご厚意により、行政書士の日PR放送を実施しました。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う、政府の緊急事態宣言発出下においても、行政書士の存在や必要性を発信するため、放送日当日は内藤広子支部長より生の声で、熱く語り、発信していただきました。

今後もこうした活動を1つ1つ積み重ね、地域に向け発信し続けていきたいと思っています。

今回ご協力いただいた“FMいちのみや様”に改めて感謝を申し上げます。

岡崎支部
研修会

会報委員 伊東 毅

日時 令和3年2月1日(月)
 午後2時～4時
 場所 本会会議室にて収録した映像を配信
 テーマ 『法定相続情報証明制度と自筆証書遺言書
 保管制度について』
 講師 渡邊 邦彦会員（法務部部長）
 視聴者 19名



今回の支部研修会は、法務部部長である渡邊邦彦会員をお招きしました。

当初は、ライブ配信の予定でしたが、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言により会場が使用できなくなったため、事前に収録した映像を配信する形で実施しました。

講義の前半は、『法定相続情報証明制度』です。手続書類の一つ「法定相続情報一覧図」について先妻との子と現在の妻との子がいる場合の事例を挙げてホワイトボードを使用した解説や、「法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書」を書く練習がありました。これらによって、書類作成の過程を具体的にイメージ出来て実務に大変参考になりました。

後半は、『自筆証書遺言書保管制度』について自分自身が利用するという前提で、保管申請、閲覧請求、亡くなった後の内容の証明書の取得などの手続きについて一通り丁寧に解説いただきました。

研修終了後も約1週間は映像を視聴できるように設定しておきました。配信時間内に視聴できなかった会員や復習をしたい会員など約5名が、各々の都合の良い時間帯に視聴することができ、有意義な研修会となりました。

豊田支部
**働き方改革の概要と
 今後の中小企業**

会報委員 工藤 真由美

日時 令和3年2月2日(火)
 午後2時～3時15分
 場所 崇化館交流館 第二会議室
 講師 特定社会保険労務士 永谷 律子様



この研修では、「あいち働き方改革推薦セミナー」として、現在進められている働き方改革の概要と、今後の中小企業の方向性について理解をし、顧問先企業の外部環境を知る勉強会となりました。

「働き方改革」について新聞やテレビでは見聞きしていましたが、これまで真剣に考えたことがありませんでした。

高齢者が第一線で働き続けられる組織づくりが必要であることや正社員とパートタイマーの雇用区分についても教えていただき、労働関係の法改正が近年多数行われていることについても勉強になりました。

また、新たな働き方「テレワーク」の導入についてのお話もありました。

テレワークでは、業務風景の把握が難しいので、上司はどのように評価していくのかという質問が出ましたが、仕事に対する姿勢も重要であるとともに成果が評価の対象になる余地があるということでした。

社労士の先生目線での働き方改革を学ぶことができ、とても良い研修となりました。

豊田
支部

行政書士業務における顧客先開拓

会報委員 工藤 真由美

日時 令和3年2月2日(火)
午後3時30分～4時30分
場所 崇化館交流館 第二会議室



この研修では、個別の依頼となるケースが多い「行政書士業務をいかに継続的な顧問契約に結び付けるか」をテーマにした意見交換が行われました。

まず、顧客開拓に有能である井藤真生会員から継続的な依頼をいただくための取組方法、顧問契約についてのご説明をいただきました。

顧問契約にはメリットもデメリットもあることから顧問先と入念に契約内容を確認しておくことが大切だということを学びました。

その後、各会員の業務内容、顧客確保の方法を雑談形式で行いました。各々別の業務を主要としている会員の集まりでしたので、色々な業務内容が勉強できました。

本年から推奨されている「押印廃止」についても様々な意見があり、申請の種類によってはまだ押印が必要な書類もあれば、押印をしたPDFでもメールでの受け付け可能な申請など、始まったばかりの事なので、行政書士の立場を守る方法を考慮して業務を行っていく必要があることというお話も出ましたので、とても有意義な意見交換となり、また行っていただきたいと思いました。

中央
支部

令和2年度第2回建設環境業務部会研修会

会報委員 梅村 晃士

日時 令和3年2月16日(火)
午後2時～4時
場所 ライブ配信
講師 愛知県宅地建物取引業協会
課長 石川 洋様
係長 西尾 佳洋様
テーマ 『宅建協会の入会手続きと宅地建物取引士の登録について』
出席者 18名



中央支部の令和2年度第2回建設環境業務部会研修会は、愛知県宅地建物取引業協会の、石川洋様と西尾佳洋様に講師をお引き受けいただき、「宅建協会の入会手続きと宅地建物取引士の登録」についてライブ配信にて講義をしていただきました。宅建協会と言えばハトマークでお馴染みの方もいらっしゃるかと思います。

まず講義の前半は西尾様よりレジメに沿って宅建協会入会のメリットや入会費用、入会手続等きめ細かくご説明いただき、つづいて協会に寄せられるよくある質問についてピックアップしてご紹介いただきました。その中でも従来は入会推薦者が2名必要だったが、今は廃止されているとのことでした。その後宅地建物取引士の資格登録の流れについてご説明いただきました。

講義の後半は石川様より宅地建物取引業免許申請の流れについて必要書類やよくある質問等抜粋しながらご説明いただきました。その後西尾様より協会会員に向けたサポートや全宅連が実施する不動産キャリアパーソンについてご紹介いただきました。

新規会員登録数は近年増加傾向にあるそうで、行政書士としても益々活躍を期待される分野だと思えます。今回の講義をご視聴いただいた皆様の日々の業務にお役立ていただければ幸いです。

中央
支部

令和2年度第2回国際 私法業務部会研修会

会報委員 梅村 晃士

日時 令和3年2月24日(水)

午後2時～4時

場所 ライブ配信

講師 川津 聖司会員 (名南支部)

テーマ 『初心者向け入管申請書類の記載方法』

出席者 34名



中央支部の令和2年度第2回国際私法業務部会研修会は、初心者向けに「入管申請書類の記載方法」について、名南支部の申請取次行政書士である川津聖司会員にお忙しい中講師をお引き受けいただき、ライブ配信にて講義をしていただきました。

まずはじめに業務にあたる際の心構えとして、後々トラブルとならないように注意すべき点を具体的にご教示いただきました。そして「在留資格認定証明書交付申請書」と「在留期間更新許可申請書」の順に例題をご準備いただいて、実際に申請書に記入する時間を設けながら、ポイントとなる点を実務に基づいて丁寧に解説してくださいました。またよくある記入ミスについても事前にリサーチしていただいていたおり、そちらについても詳しくご教示していただきました。

後半は入国審査要領についての入手方法や在留資格項目の中からいくつかピックアップしていただき要点を解説していただきました。

例題のご準備や事前リサーチなど講義全体を通して初心者に寄り添って頂き、とてもわかり易かったと思います。今回の講義をきっかけにこの分野の理解をより深めていただき、日々の業務にお役立ていただければ幸いです。

碧海
支部

支部研修会

碧海支部 平塚 絵美

日時 令和3年3月18日(木)

午後3時～5時

場所 刈谷市産業振興センター 603会議室

テーマ 第1部：建設業許可業務

第2部：在留資格「特定技能」

講師 第1部：今枝 正和会員 (碧海支部)

第2部：高野 正也会員 (碧海支部)

出席者 19名



今回の碧海支部研修会は、参加者間で意見交換・情報共有することに主眼が置かれ、座談会形式で行われました。

まずは、岡田支部長より、開会のお言葉と支部会員に向けた連絡事項についてお話がありました。

続いて、建設業許認可専業で活躍中の今枝会員から、業務上の経験から気を付けている事や、工夫されている点、押印廃止に伴う業務への影響などの話を聴き、出席者からの「こういうケースにはどうしたらよいのか」という疑問にも丁寧にアドバイスをいただきました。

在留資格「特定技能」は、国際業務に精通している高野会員から、申請に必要な書類と、その書類を作成するのに必要な資料の収集方法や書類作成方法等、実務上必要な情報を分かりやすく説明していただきました。

コロナ禍で以前のように支部会員同士の交流が気軽に出来なくなっていたので、このような座談会形式ですと、久々に活発な情報交換が出来たように感じます。予定時間を超えても、まだ時間が足りないと感じるくらい、とても有意義な研修会でした。

事務局だより

■令和3年2月

1日(月)	正副会長会開催 ADR手続実施者候補者養成講座 [中級編] ④開催
2日(火)	ADR手続実施者候補者養成講座 [中級編] ⑤、効果測定開催 ADR手続説明会開催
3日(水)	前田会長 日行連常任理事会出席 総務部打合せ開催
4日(木)	前田会長 日行連常任理事会出席 前田会長、西川相談役 日行連理事会出席 西堀副会長 日行連暴排対策委員会出席 丁種封印名簿登載事前研修及び運輸交通部 基礎研修会開催
8日(月)	部長会開催 小柳津副会長、伊藤常務理事 熱田公証役 場訪問 米村常務理事、志水理事 東京法律専門学 校と法教育打合せ出席
9日(火)	本会常設無料相談会開催 会報3月号校正会議開催 蓬田委員長、川津理事 名古屋入管訪問 新規登録受付
10日(水)	西川相談役 日行連会務入管との打合せ出 席 運輸交通部会開催 中部運輸局との意見交換会開催 新規登録受付
12日(金)	新入会員基礎研修会開催
15日(月)	前田会長 日行連編集会議出席 企画情報部会開催 農地手続及び土木設計の基礎知識につい ての研修会開催 新規登録受付
16日(火)	正副会長会開催 監察委員会開催 ADR手続説明会開催 総務部と法務部打合せ開催
17日(水)	申請取次行政書士管理委員会指定研修会開 催 国際・私法部会開催 情報セキュリティに関する打合せ開催

18日(木)	ADR運営委員会の打合せ開催 ADR運営委員会開催 弁護士会との意見交換会開催
19日(金)	職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式 ADR打合せ開催
22日(月)	支部長会開催 封印管理委員会開催
24日(水)	平松理事 日行連認証取得単位会課題検討 協議会出席 部長会開催 第2回役員推薦正副委員長会議開催 自由業団体資格業ガイダンス打合せ開催
25日(木)	経営事項審査要員考査面接開催
26日(金)	申請取次行政書士管理委員会開催 申請取次行政書士管理委員会指定研修会開 催 子安副会長、平松・吉川理事 ADR PR活 動

■令和3年3月

1日(月)	正副会長会開催 総務部会開催 総会会場事前打合せ開催 丁種会員名簿登載に係る説明会打合せ開催
2日(火)	ADR手続説明会開催 ADR考課測定開催
3日(水)	前田会長、西川相談役 日行連常任理事会 出席 丁種会員名簿登載に係る説明会開催
4日(木)	前田会長 日行連常任理事会出席 国際業務研修会開催 名古屋国際センター行政書士相談員書類選 考会開催
5日(金)	総務部と法務部打合せ開催 監察委員会開催 法務部会開催 子安副会長、平松・吉川理事 ADR PR活 動
8日(月)	子安副会長、須崎常務理事、岩崎理事 県 警訪問

■令和3年3月

9日(火)	小柳津副会長、西川相談役 日行連出入国 在留管理庁ヒアリング出席 本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所暮らしの行政・法律相談開催 市川副会長 美浜町役場産業課職員来館対応 小椋・佐藤理事 封印払出確認作業	23日(火)	初心者向け風俗営業申請手続研修会開催 広報部会開催 早川常務理事 建設環境部受託事業見積提出
10日(水)	西川相談役 日行連申取管理委員会出席 部長会開催 総務打合せ開催 平松理事 ADR PR活動 市川・西堀副会長、岩井常務理事 伊藤顧問弁護士事務所訪問 新規登録受付	24日(水)	前田会長、西川相談役 日行連常任理事会出席 申請取次行政書士管理委員会開催 封印指定研修打合せ開催
11日(木)	柴田常務理事 会費滞納会員裁判傍聴 子安副会長、平松理事 ADRオンライン 実務研修・実務交流会出席 新規登録受付	25日(木)	前田会長 日行連常任理事会出席 西堀副会長、岩井常務理事 一宮市市民課訪問 西堀副会長、黒澤常務理事 県警保安課訪問
12日(金)	前田会長 中地協理事会出席 西堀副会長、黒澤理事 県生活衛生課、医療安全課訪問 市川・西堀副会長、岩井・渡邊常務理事 法務文書課訪問 新規登録受付	26日(金)	部長会開催 理事会開催 幹事会開催
15日(月)	八十川理事 封印払出書確認 新規登録受付	30日(火)	西川相談役 日行連申取管理委員会出席 会報5月号編集会議開催 建設環境部会開催 建設業許可申請等受付補助業務要員全体会議開催 経営事項審査補助業務要員必須連絡会開催
16日(火)	ADR手続説明会開催 ADR打合せ開催 名古屋国際センター行政書士相談員委嘱状 交付・打合せ開催 米村常務理事 総会会場下見 自由業団体当番会、定例会開催	31日(水)	田澤常務理事、寺澤・山田・石原相談員 名古屋国際センター相談員事前説明会出席
17日(水)	第3回役員推薦正副委員長会議開催 第1回役員推薦委員会開催 総務部と法務部の打合せ開催 八十川理事 封印払出書確認作業		
18日(木)	小椋理事 封印払出書確認作業		
19日(金)	職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式 綱紀委員会開催 総務部と法務部打合せ開催 会館改修工事入札開催		
22日(月)	建築許可申請及び農地法申請に関する押印 廃止、添付書類等の取扱いについての研修 会開催		

会 | 員 | の | 動 | 向

令和3年4月1日現在

個人会員数 3,095人
法人会員数 54法人

新規登録入会者の紹介



登録番号 第21190206号
会員番号 第6401号
入会年月日 令和3年2月1日
氏名 鈴木 康生

事務所 行政書士鈴木康生事務所
豊田市西町6丁目3番地1
電話番号 0565-34-1122 所属支部 豊田



登録番号 第21190210号
会員番号 第6405号
入会年月日 令和3年2月1日
氏名 安田 幸司

事務所 行政書士ささしまパートナーズ
名古屋市中村区名駅南一丁目19番29号
電話番号 052-587-3817 所属支部 名古屋



登録番号 第21190207号
会員番号 第6402号
入会年月日 令和3年2月1日
氏名 日高 大

事務所 グレース行政書士事務所
名古屋市中村区白壁2丁目1番20号 コンセール白壁6階
電話番号 080-3655-2490 所属支部 中央



登録番号 第21190211号
会員番号 第6406号
入会年月日 令和3年2月1日
氏名 加藤 正人

事務所 行政書士加藤正人事務所
名古屋市中村区千成通6丁目18番地
電話番号 052-482-1550 所属支部 名古屋



登録番号 第21190208号
会員番号 第6403号
入会年月日 令和3年2月1日
氏名 兼子 克哉

事務所 行政書士兼子克哉事務所
名古屋市南区鶴里町3丁目29番地
電話番号 052-811-9788 所属支部 名南



登録番号 第21190212号
会員番号 第6407号
入会年月日 令和3年2月1日
氏名 尾関 孝信

事務所 尾関孝信行政書士事務所
名古屋市守山区大森一丁目504番地
電話番号 090-8674-0726 所属支部 東名



登録番号 第21190209号
会員番号 第6404号
入会年月日 令和3年2月1日
氏名 加藤 峻一

事務所 行政書士林 鍵一事務所
名古屋市北区金城町3-31
電話番号 052-914-7337 所属支部 西北



登録番号 第21190213号
会員番号 第6408号
入会年月日 令和3年2月1日
氏名 茂呂 篤史

事務所 くまる行政書士事務所
名古屋市中村区名駅二丁目34番17号 セントラル名古屋202号
電話番号 052-854-6590 所属支部 西北



登録番号 第21190214号
 会員番号 第6409号
 入会年月日 令和3年2月1日
 氏名 伊藤 慶

事務所 行政書士伊藤慶事務所
 名古屋市中区丸の内三丁目20番5号 オアシス日向1006号室
 電話番号 052-253-8622 所属支部 中央



登録番号 第21190329号
 会員番号 第6414号
 入会年月日 令和3年3月1日
 氏名 高瀬 和幸

事務所 たかせ行政書士事務所
 豊川市御油町西井領11番地の3 ユトリロ御油町302号
 電話番号 0533-74-6222 所属支部 東三



登録番号 第21190215号
 会員番号 第6410号
 入会年月日 令和3年2月1日
 氏名 仁田峠 恵子

事務所 仁田峠行政書士事務所
 名古屋市中区栄三丁目28番21号 建設業会館7階
 電話番号 052-269-3630 所属支部 中央



登録番号 第21190330号
 会員番号 第6415号
 入会年月日 令和3年3月1日
 氏名 廣中 愛香

事務所 廣中行政書士事務所
 一宮市森本3丁目22番23号
 電話番号 0586-73-0088 所属支部 一宮



登録番号 第21190326号
 会員番号 第6411号
 入会年月日 令和3年3月1日
 氏名 伊藤 良一

事務所 行政書士伊藤りょういち事務所
 名古屋市中川区戸田一丁目3012番地
 電話番号 052-387-7676 所属支部 名古屋



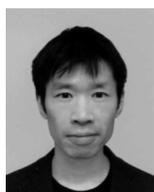
登録番号 第21190331号
 会員番号 第6416号
 入会年月日 令和3年3月1日
 氏名 山本 政利

事務所 行政書士山本政利事務所
 あま市甚目寺稲荷6番地1 メゾン稲荷302号
 電話番号 052-526-9977 所属支部 海部



登録番号 第21190327号
 会員番号 第6412号
 入会年月日 令和3年3月1日
 氏名 杉戸 菖

事務所 行政書士法人中村事務所 豊橋オフィス
 豊橋市広小路三丁目25番地 ヒノデビル1階
 電話番号 0532-39-9280 所属支部 東三



登録番号 第21190328号
 会員番号 第6413号
 入会年月日 令和3年3月1日
 氏名 林 良樹

事務所 行政書士法人パートナー 一宮オフィス
 一宮市長島町5丁目12番地
 電話番号 0586-58-2984 所属支部 一宮

法人会員の変更案内

法人番号 第1002407号
 会員番号 第H58号
 法人の名称 行政書士法人倉敷昭久事務所
 従たる事務所の名称 行政書士法人倉敷昭久事務所 名古屋オフィス
 社員名(加入) 足立 幸一郎
 使用人(雇用) 川端 ゆかり、濱本 綾
 使用人(退職) 足立 幸一郎
 変更事由 社員の加入、使用人の雇用、使用人の退職
 所属支部 中央

法人番号 第2005701号
 会員番号 第H67号
 法人の名称 行政書士法人KIS名古屋事務所
 主たる事務所の名称 行政書士法人KIS名古屋事務所
 電話番号 052-898-0939
 使用人(雇用) 角田 綱貴
 変更事由 電話番号、使用人の雇用
 所属支部 中央

法人番号 第1600901号
 会員番号 第H33号
 法人の名称 行政書士法人エベレスト
 従たる事務所の名称 行政書士法人エベレスト 安城駅前事務所
 変更事由 従たる事務所廃止
 所属支部 名古屋

法人番号 第1704701号
 会員番号 第H45号
 法人の名称 行政書士法人中村事務所
 従たる事務所の名称 行政書士法人中村事務所 豊橋オフィス
 社員名(脱退) 市川 竣也
 変更事由 社員の脱退
 所属支部 名古屋

法人番号 第1804101号
 会員番号 第H51号
 法人の名称 行政書士法人VISA SUPPORT
 主たる事務所の名称 行政書士法人VISA SUPPORT
 従たる事務所の名称 行政書士法人VISA SUPPORT 名古屋入管前事務所
 変更事由 従たる事務所の廃止
 所属支部 名古屋

法人番号 第1902901号
 会員番号 第H57号
 法人の名称 行政書士法人パートナー
 主たる事務所の名称 行政書士法人パートナー
 社員名(脱退) 中井 玲
 変更事由 社員の脱退
 所属支部 名古屋

法人番号 第1904801号
 会員番号 第H61号
 法人の名称 さくら行政書士法人
 主たる事務所の名称 さくら行政書士法人
 変更事由 事務所名称
 所属支部 名古屋

法人番号 第2003901号
 会員番号 第H65号
 法人の名称 行政書士法人one
 主たる事務所の名称 行政書士法人one
 事務所所在地 名古屋市瑞穂区瑞穂通八丁目5番地 宇佐美アラクマビル302
 事務所電話番号 052-875-3778
 変更事由 事務所所在地、事務所電話番号
 所属支部 名南

法人番号 第1700701号
 会員番号 第H37号
 法人の名称 行政書士法人クロヤナギ事務所
 主たる事務所の名称 行政書士法人クロヤナギ事務所
 社員名(脱退) 前田 晋作
 変更事由 社員の脱退
 所属支部 岡崎

法人番号 第2006801号
 会員番号 第H69号
 法人の名称 グラータリア行政書士法人
 従たる事務所の名称 グラータリア行政書士法人 みよしオフィス
 使用人(雇用) 小林 照幸
 変更事由 使用人の雇用
 所属支部 岡崎

法人番号 第1706501号
 会員番号 第H47号
 法人の名称 行政書士法人岩崎事務所
 主たる事務所の名称 行政書士法人岩崎事務所
 使用人(退職) 吉田 典弘
 変更事由 使用人の退職
 所属支部 豊田

退会者のお知らせ

令和3年4月1日現在

支部	氏名	退会日
昭和	佐藤 裕	令和3年1月29日
昭和	戸田 和夫	令和3年1月31日
尾張	荻本 亮	令和3年1月31日
海部	森田 典子	令和3年2月1日
岡崎	長谷川 勝久	令和3年2月4日
東三	市川 竣也	令和3年2月4日
東三	漆原 由佳	令和3年2月8日
東名	藤本 武甫	令和3年2月20日
岡崎	松井 正	令和3年2月20日
岡崎	坂本 俊雄	令和3年2月25日
中央	吉村 卓浩	令和3年2月28日
中央	後藤 隆太	令和3年2月28日
尾張	杉山 鉦子	令和3年2月28日
知多	小島 純子	令和3年2月28日
西尾	杉浦 修	令和3年3月10日

支部	氏名	退会日
東三	原田 宏三	令和3年3月30日
中央	大木 拓郎	令和3年3月31日
中央	鈴木 健司	令和3年3月31日
名南	兼子 强	令和3年3月31日
尾張	水野 紀美代	令和3年3月31日
尾張	伊藤 正孝	令和3年3月31日
知多	井上 博之	令和3年3月31日
岡崎	山下 升男	令和3年3月31日
岡崎	藤内 潤一郎	令和3年3月31日
碧海	都築 國明	令和3年3月31日
碧海	田中和彦	令和3年3月31日
碧海	佐藤 正人	令和3年3月31日
碧海	渡部 薫夫	令和3年3月31日
東三	伴 伸司	令和3年3月31日
東三	大川 諒	令和3年3月31日

ご逝去会員のお知らせ

中央支部	江川 元啓 会員	令和2年11月15日ご逝去	(享年73歳)
岡崎支部	鈴木 良孝 会員	令和3年1月26日ご逝去	(享年75歳)
東三支部	清田 勝男 会員	令和3年2月10日ご逝去	(享年83歳)
中央支部	中塩 浩光 会員	令和3年3月1日ご逝去	(享年57歳)
豊田支部	山内 金治 会員	令和3年3月15日ご逝去	(享年90歳)

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

愛知県行政書士会
会長 前田 望

事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	上原 正道	名古屋市千種区今池四丁目1番11号 榊ビル4B	464-0850	052-734-3771	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士MUパートナーズ				
中央	北浦 弘一			050-5438-9528	事務所電話番号
中央	堀井 郁秀	名古屋市名東区引山一丁目210番地 (メゾンアイワ401号)	465-0002		事務所所在地
中央	角田 綱貴	名古屋市中区丸の内二丁目2番7号 丸の内弁護士ビル201号202号	460-0002	052-898-0939	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士法人KIS名古屋事務所				
中央	吉田 泰久				単位会変更(三重会へ)
中央	尾崎 洋介	名古屋市千種区北千種一丁目4番15号 (川村ビル302号)	464-0083		事務所所在地
中央	山田 啓太	名古屋市東区東片端町23番地 東片端サンコービル9階	461-0015	052-212-8956	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士事務所アストラ				
中央	後藤 貴絵	名古屋市中区松原三丁目7番15号 光葉ビル523号	460-0017	052-265-6941	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士アジア危機管理法務事務所				
中央	菅野 計	名古屋市東区東片端町24番地 ハセガワビル3階	461-0015	052-951-2323	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士外堀イースト総合事務所				
中央	加藤 拓司			052-898-0939	事務所電話番号
中央	小泉 友			052-898-0939	事務所電話番号
西北	河地 宣泰	北名古屋市鍛冶ケ一色東二丁目97番地 HEARTS202号	481-0037		事務所所在地
西北	上杉 日出明			052-938-4080	事務所電話番号
名古屋	六鹿 貢			090-4185-8217	事務所電話番号
名古屋	野村 篤司	名古屋市中村区名駅五丁目3番6号	450-0002	052-583-8848	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士法人エベレスト 名古屋駅事務所				
名古屋	鈴木 新	名古屋市中村区名駅4丁目5番26号 ユニモール桜ビル5階	450-0002	052-485-5088	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士法人VISA SUPPORT				
名古屋	中井 玲	名古屋市中村区名駅三丁目13番31号 名駅モリシタビル9階	450-0002	052-414-4355	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士事務所中日PARTNERS				
名古屋	足立 佳奈	名古屋市中村区名駅4丁目5番26号 ユニモール桜ビル5階	450-0002	052-485-5088	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士法人VISA SUPPORT				

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
名南	馬場 隆造				単位会変更(東京会へ)
名南	三好 敦士	名古屋市瑞穂区瑞穂通八丁目5番地 宇佐美アタマビル302	467-0806	052-875-3778	事務所所在地、 事務所電話番号
名南	井上 保良	名古屋市瑞穂区瑞穂通八丁目5番地 宇佐美アタマビル302	467-0806	052-875-3778	事務所所在地、 事務所電話番号
東名	小塚 真好	名古屋市守山区森孝東一丁目303番地 (トミタビル四軒家706号)	463-0033		事務所所在地
尾張	公文 一理	春日井市鳥居松町四丁目36番地 パークサイドビル201	486-0844		事務所所在地
尾張	平川 剛紹	小牧市掛割町132番地 2	485-0032	0568-75-0288	事務所所在地、 事務所電話番号
一宮	酒井 優行	一宮市真清田1丁目3番19号 グロリアス本町ビル5階	491-0043		事務所所在地
一宮	奥 智子	一宮市奥町字郷浦21番地	491-0201		事務所所在地
一宮	三田 佳央	一宮市木曾川町外割田四の通り22番地	493-0007		事務所所在地
海部	水野 正一	津島市東柳原町3丁目3番地 2	496-0045	0567-74-7116	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士水野事務所				
海部	橋岡 拡嗣			090-3483-6977	事務所電話番号
岡崎	前田 晋作	岡崎市福岡町字北裏10番地 ドミールFUTABA210号室	444-0825	0564-47-8067	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	マエダ行政書士事務所				
岡崎	堀内 俊博				事務所名称
	行政書士堀内俊博事務所				
豊田	吉田 典弘	豊田市深見町広表537番地 1	470-0441	090-4253-4228	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	吉田行政書士事務所				
豊田	小林 照幸	みよし市三好町大坪23番地 久野ビル2-D	470-0224	0561-59-3951	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	グラーティア行政書士法人 みよしオフィス				
碧海	伊藤 壽			090-4193-3414	事務所電話番号
東三	山下 悟				単位会変更(岐阜会へ)



COSMOS通信 5月号

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

セミナー・相談会の開催報告

日 時 令和3年2月17日(水) 午後1時～4時
 場 所 犬山市役所 会議室
 相 談 会 相談員：堀 己喜男会員 丹羽 友道会員
 相談者：0人

日 時 令和3年2月18日(木) 午後1時30分～4時
 場 所 小牧市役所
 相 談 会 相談員：堀 己喜男会員 西原 公正会員
 相談者：1人

日 時 令和3年3月16日(火) 午後1時～4時
 場 所 北名古屋市役所東庁舎
 相 談 会 相談員：井上 一男会員 西原 公正会員
 相談者：1人

日 時 令和3年3月18日(木) 午後2時～3時30分
 場 所 扶桑町老人憩いの家
 相 談 会 相談員：土井 正人会員 池山 正彦会員
 相談者：1人

日 時 令和3年3月24日(水) 午後2時～4時
 場 所 レディヤンかすがい
 相 談 会 相談員：丹羽 友道会員
 相談者：3人

セミナー・相談会の開催予定

日 時 令和3年5月3日(月)
 午前9時～午後4時30分
 場 所 本證寺(安城市)
 寸 劇 成年後見寸劇
 セ ミ ナ ー 成年後見セミナー
 相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和3年5月10日(月) 午後1時～4時
 場 所 岩倉市役所 市民相談室
 相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和3年5月19日(水) 午後1時～3時
 場 所 犬山市役所 会議室
 相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和3年6月10日(木) 午後1時30分～4時
 場 所 小牧市役所
 相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和3年6月15日(火) 午後1時～4時
 場 所 北名古屋市役所東庁舎
 相 談 会 成年後見等無料相談会

〈コスモスあいち主催〉

「終活に備えて知っておこう！」

～あなたに寄り添う後見人～

日 時 令和3年6月27日(日) 午後1時～4時
 場 所 高齢者就業支援センター5階大会議室(昭和区御器所通3-12-1)
 内 容 落語(動画上映)、寸劇、セミナー、シンポジウム、個別無料相談会
 後 援 愛知県、名古屋市、公益社団法人愛知県シルバー人材センター連合会、愛知県行政書士会

日 時 令和3年7月1日(木)
 午後1時30分～3時30分
 場 所 江南市役所西分庁舎
 相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和3年7月15日(木) 午後1時～3時
 場 所 扶桑町老人憩いの家
 相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和3年7月28日(水) 午後2時～4時
 場 所 南部ふれあいセンター(春日井市)
 相 談 会 成年後見等無料相談会

※尚、日程等は中止及び変更になる場合があります。

コスモス業務相談会

業務相談をご希望の会員は、相談希望日の2週間程度前までに事務局へ連絡をして日程調整をしてください。

申込先 コスモスあいち事務局
 TEL 052-908-3022

あとかき

新型コロナウイルス感染の終息が見通せない中、東日本大震災から10年となる2021年3月にこのあとがきを書いています。「ニューノーマル」や「ウィズコロナ」という呼び名で日常生活に当たり前のように制限がかかり、毎日気が重くなるようなニュースが続きますが、それでも「人に支えられた」「人との繋がりを実感でした」という、ほっこりする話も見聞きます。月並みですが、最後はやっぱり「人」なんだとつくづく実感します。

日本全国例年より桜の開花が早く、名古屋も9日早く開花しました。残念ながら昨年同様今年もいつものようなお花見は難しく、歩きながら桜を愛でるしかなさそうです。来年こそは、家族や大切な人や仲間と不自由なくお花見が楽しめるよう心からお祈り申し上げます。

広報部 戸加里 邦子

《今月の表紙》

愛知県では全国の67.6%の瓦が生産されており（平成28年調べ）全国最大の産地となっています。その大部分が高浜周辺で作られる三州瓦です。近くで瓦に適した粘土が採れたこと、船による運送が容易な場所であったことなどから、瓦産業が発展したといわれています。

江戸時代末期、三州瓦が大きく発展し、たくさんの職人が携わるようになると、鬼瓦を専門にする鬼板師（鬼師）が生まれました。鬼板師は鬼瓦や留蓋瓦に美しく複雑な飾りをつけます。

魔除け、厄除け、繁栄や富の象徴であった鬼瓦は、庶民の暮らしの中に取り入れられ、床の間飾りや玄関飾りへと用途を広げ、平成29年には「三州鬼瓦工芸品」が経済産業大臣指定伝統的工芸品に指定されました。近年では、国宝・重要文化財などの復元も三州の鬼師が手掛けています。

最近では、鬼師と大人気TVアニメ「鬼滅の刃」がコラボし、鬼師の技術を生かした限定コラボグッズの販売や、鬼瓦体験型ワークショップ、デジタルスタンプラリーなどが高浜市内で実施され話題となりました。

表紙の写真は、名鉄三河線高浜港駅前にデンと居座る古代鬼面です。地元の鬼師より寄贈されたもので、縦4.5m 横4.2m、粘土を4トンも使用して1年半かけ、57ピースに分けて制作された大きな数珠掛け鬼面のモニュメントです。モデルは東大寺転害門の屋根の鬼瓦です。

写真：ニコニコ鬼広場の巨大古代鬼面
（高浜市観光協会提供）

文：高浜市観光協会許諾済

会報306号 担当

広報部	担当副会長	小柳津えみ
	部長	伊藤 直仁
	次長	水野 悠
	部員	戸加里邦子
	部員	山本 篤
	委員	吉川 明宏
会報委員会	委員長	長峰 均
	副委員長	奥 智子
	本号担当委員	
	（表紙）	磯部 千恵
	（会員訪問記）	伊東 毅

会報306号 令和3年5月1日発行

発行人 前田 望
編集人 伊藤 直仁

発行所 愛知県行政書士会
〒461-0004
名古屋市東区葵一丁目15番30号
TEL 〈052〉 931-4068（代）
FAX 〈052〉 932-3647
E-mail info@aichi-gyosei.or.jp
http://www.aichi-gyosei.or.jp

印刷所 日大印刷株式会社

愛知県行政書士会 令和3年度第71期定時総会

日程 令和3年5月31日(月)

場所 ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋(金山)

愛知県行政書士政治連盟 令和3年度定期大会

日程 令和3年5月31日(月) 定時総会終了後

場所 ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋(金山)

- ※案内は議案書と一緒に封書で送ります。
- ※会員証を名札としますので、ケースに入れてご持参ください。
- ※懇親会の開催はございません。

新型コロナウイルスの影響拡大で変更になる事があります

行政書士ADRセンター愛知



自転車事故に関する紛争※

- ・自転車と自転車の衝突
 - ・自転車と歩行者との衝突
 - ・自転車が引き起こした物損事故
- ※自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。



居住用賃貸建物に関する敷金返還または原状回復に関する紛争

- ・敷金精算に関する紛争
- ・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争



愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争※

- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争



外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

- ・外国人に対する職場ハラスメント
 - ・外国人の職場での待遇についての不満
 - ・外国人の就学者に対するいじめ
 - ・外国人就学者から学校へのクレーム
- ※職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

行政書士ADRセンター愛知の紹介

- 運営主体：愛知県行政書士会(所管)：
行政書士ADRセンター愛知運営委員会
 - 実施主体：運営委員会が選任した手続実施者
 - 実施場所：名古屋市東区葵一丁目15番30号
愛知県行政書士会館
 - 実施日：毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで
(祝日・休日・年末・年始は休み)
- 当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。(認証番号No.62)
 - 当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。
 - 当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分